

地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書

上市町（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）、公益社団法人富山県建築士会（以下「丙」という。）及び公益社団法人日本建築家協会北陸支部富山地域会（以下「丁」という。）は、地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上市町内で地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する被災建築物に係る応急対策活動（以下「応急対策活動」という。）に関し、甲が乙丙丁の協力を得て、迅速かつ的確に行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援業務の内容）

第2条 乙丙丁による甲の応急対策活動に対する支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する避難施設及び防災上重要な施設に係る応急危険度判定等の安全確認支援業務
 - (2) その他災害時に甲が応急対策活動に関し依頼する支援業務
- 2 前項に規定する支援業務は、富山県被災建築物応急危険度判定実施要綱（第7条において「県要綱」という。）に基づき行うものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙丙丁に所属する応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）等による応急対策活動への支援が必要と認めるときは、乙丙丁に対し次の事項を明らかにした上で、協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
 - (2) 判定士等による安全確認支援業務その他支援業務の実施内容
 - (3) その他応急対策活動への支援に関し必要な事項
- 2 前項の規定による要請及び要請に対する回答は、甲乙丙丁ともに文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請及び回答し、事後において文書を提出するものとする。

（支援業務の実施）

第4条 乙丙丁は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、所属する判定士等に対し甲の要請する内容を速やかに伝え、直ちに支援業務を実施するものとする。

(協力要請の自動発動)

第5条 乙丙丁に所属する判定士等は、上市町内において震度6弱以上の地震が発生したときは、第3条第1項に規定による協力の要請があったものとみなし、支援業務を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙丙丁は、所属する判定士等が応急危険度判定に係る支援業務に従事したときは、当該支援業務に係る次の事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及びその結果
- (2) 従事した人員
- (3) 活動時間
- (4) その他甲への報告を必要とする事項

(経費及び補償)

第7条 本協定に基づく応急危険度判定の実施に要した経費及び補償は、県要綱の規定に準じて甲乙丙丁で負担するものとし、県要綱に定めのない経費及び補償は甲乙丙丁協議の上決定するものとする。

(事前協力事項)

第8条 甲乙丙丁は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、随時必要な協議を行うとともに、あらかじめ次に掲げる事項を相手方に文書で報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 甲 甲が指定する避難施設及び防災上重要な施設の名称及び位置
- (2) 乙丙丁 組織体制及び連絡体制

(守秘義務)

第9条 乙丙丁は、この協定に基づく応急対策活動中に知り得た情報及び応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(訓練等)

第10条 乙丙丁は、甲が被災建築物の応急危険度判定の実施に関し訓練を行うときは、これに協力するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する3か月前までに甲又は乙丙丁から協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義等については、甲乙丙丁協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁がそれぞれ記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月16日

甲 富山県中新川郡上市町法音寺1番地
上市町長 中川 行孝



乙 富山県富山市安住町7番1号
富山県建築設計会館2階
一般社団法人富山県建築士事務所協会
会長 藤井 均



丙 富山県富山市安住町7番1号
富山県建築設計会館2階
公益社団法人富山県建築士会
会長 近江 吉郎



丁 富山県富山市安住町7番1号
富山県建築設計会館2階
公益社団法人
日本建築家協会北陸支部富山地域会
地域会長 水野 敦

